

令和 5 年 12 月 8 日
財 務 局

令和 5 年度 東京都普通交付税の再算定結果について

本日、令和 5 年度の普通交付税額が変更決定され、総務大臣から通知されましたので、お知らせします。

<再算定結果の概要>

- 国の補正予算により今年度地方交付税が増額されたことに伴い、再算定を行いました。
- 「臨時経済対策費」等が基準財政需要額として算定されたことにより、道府県分・大都市分ともに財源超過が縮小し、道府県分と大都市分を合算した財源超過額は、当初算定の16,120億円から200億円の減となり、15,920億円となりました。
- 再算定後においても財源超過となることから、東京都は、引き続き不交付団体となりました。

・東京都の算定は、地方交付税法に基づき、道府県分と大都市分とを合算し、東京都と特別区（23区）をあわせて1つの自治体とみなして行われます。

道府県分…東京都が行う道府県行政を算定するもの

大都市分…特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの

（単位：億円）

区 分		令和5年度 (再算定)	令和5年度 (当初算定)	増減額	令和4年度 (再算定)
基準財政収入額 A		53,516	53,516	0	50,981
	道府県分	25,672	25,672	0	24,134
	大都市分	27,843	27,843	0	26,848
基準財政需要額 B		37,596	37,396	200	37,262
	道府県分	21,041	20,931	110	20,850
	大都市分	16,555	16,465	90	16,412
財源超過額 A－B		15,920	16,120	△ 200	13,719
	道府県分	4,631	4,742	△ 110	3,284
	大都市分	11,288	11,378	△ 90	10,435

注）各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがあります。

<問合せ先>

財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669